

資料2

地域産学官共同研究拠点整備事業  
基本方針(案)

平成21年7月8日

産学官イノベーション創出拠点推進委員会

## <目 次>

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
2. 本事業の意義・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2
3. 本事業の拠点の活動・・・・・・・・・・・・P. 3
4. 本事業の基本骨格・・・・・・・・・・・・P. 3
5. 地域の構想・計画・・・・・・・・・・・・P. 5
6. 拠点の運営・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
7. 地域拠点ネットワークの構築・・・・・・・・P. 7
8. 省を越えた国の連携・・・・・・・・・・・・P. 8
9. むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8

## 1. はじめに

「地域産学官共同研究拠点整備事業」（以下、「本事業」という。）は、経済対策として、地域産学官連携の取組みを加速するため、平成 21 年度の補正予算として認められたものである。

本事業を担う独立行政法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）に設置された産学官イノベーション創出拠点推進委員会（以下、「本委員会」という。）は、本事業が効果的、効率的に推進され、真に地域のイノベーション創出につながるものになるように本基本方針を策定した。

## 2. 本事業の意義

政府は平成 20 年 12 月に改訂した「地方再生戦略」（地域活性化総合本部会合）において、地方再生に向けて地域と大学等の連携等を通じ、地域での産学官連携を推進することを重要な取組みとしている。

また、総合科学技術会議は、平成 20 年 5 月に示した「科学技術による地域活性化戦略」の中で、地域における産学官連携の科学技術の振興による地域経済の活性化を図るためには、国は地域主体の取組みを支援するための基盤整備に取り組むことが重要であるとしている。現在まで地域における産学官連携の取組みについては、様々な施策が講じられてきているが、地域の特徴を活かした地域自身の構想・計画に基づいた産学官連携の拠点の活動という面では必ずしも十分でないとも指摘されており、これを本事業により我が国全体で取り組むことには大きな意義がある。

このような意味で本事業の根幹は、あくまで地域における自主的な産学官連携の活動の構想・計画を基本とし、そのための拠点を整備することにある。

これにより、科学技術を駆動力とした地域経済の活性化を図り、地域が

直面している経済等の困難を打破する一助となることが期待される。

### **3. 本事業の拠点の活動**

本事業は、例えば次に示すような活動で地域における産学官連携の総合的な取組みを加速することにより、地域の特徴を活かした産学官共同研究を推進するとともに、地域における関連人材の育成や研究成果の地域企業への展開を図ることを目指すものである。

本事業の拠点においては、例えば次に示すような産学官連携の共同研究や人材育成などの機能を含めた構想が期待される。

- ① 地域の強みを生かした産学官共同研究の実施
- ② 産学官共同研究により開発された装置の設置・共用により、地域企業への成果の普及
- ③ 共同利用装置設置による中堅・中小企業の技術高度化を支援
- ④ 装置等の利用を通じた高度技術者の養成
- ⑤ 地域の産学官連携推進部門・知財部門、各種コーディネータ等の集積の高度化
- ⑥ ベンチャーの活動を支援するインキュベーション機能の充実

### **4. 本事業の基本骨格**

#### (1) 地域の主体性

本事業は、地域の自治体、大学（高等専門学校等の教育・研究機関を含む）と産業界が密接に連携して、地域の特徴を活かした産学官連携の活動とその拠点の構想・計画を作ることが基点である。地域の強みをさらに伸ばす産学官連携の活動の成果が地域の10年、20年さらにはその後の発展に結びついていく計画を組み立てることが必要である。

また、そのための真摯な検討も地域の将来を見据える上で重要であり、さらには拠点運営の段階においても、このような検討は継続していくことが期待される。

## (2) 地域と JST の共同事業

本事業は地域の構想・計画を基本とした地域と JST の共同事業として進められるものである。

地域は、構想・計画の策定に加え、

- ① 拠点を整備するための土地を提供すること
- ② 経費を含め拠点を運用する主体となること

に責任を有する。

また、JST は、

- ① 拠点の建物の建設（設計を含む）と研究設備の整備を行うこと
- ② 建物を所有すること

について責任を有する。

## (3) 拠点整備の形態

本事業の拠点整備の形態は、地域における様々な状況に対応できるようにするため、

- ① 新築
- ② 増築
- ③ 合築

のいずれも可能とする。

なお、地域の拠点の構想・計画を実現する上で、既に産学官連携拠点として適当な建屋はあり、研究設備の充実強化が求められる場合には、研究設備だけに対して JST が整備することもあり得るものとする。

#### (4) 拠点整備の規模

上記(3)を勘案し、拠点整備の規模としては、30億円程度を上限とし、20数億円程度から10数億円程度、数億円程度までの規模のものが考えられる。本事業の全体予算(695億円)の中で採択された地域の構想・計画に対して、これらの規模の資金を適切に割り当てることとなる。

### 5. 地域の構想・計画

#### (1) 地域からの提案

本事業は、真にイノベーション創出につながる地域の構想・計画を実現するため、JSTが地域に対して公募を行い、本委員会とは別に設けられる審査委員会で厳正に審査した上で、推進すべきものが採択される仕組みがとられる。

地域からの構想・提案については、次のようなことが求められる。

- ① 1つの都道府県からの1つの提案とする。その際、域内の政令指定都市とは事前に十分協議する。
- ② 近隣の都道府県が連携して1つの提案を出すことも広域の連携の観点から有意義と考えられるので、これも可能とする。その際はとりまとめを担う主体となる都道府県を特定する。
- ③ 地域からの提案は、地域の産学官連携の活動を確保する上から、都道府県知事、拠点整備と関連する大学等の教育・研究機関の長、産業界代表者等の連名による。

#### (2) 構想・計画の提案に必要な内容

地域による構想・計画の策定においては、運営体制や運営資金等についての的確な計画が立てられることが肝要である。

この計画は、運営開始段階のみならず、少なくとも運営開始後10年間

程度の見通しを含めたものが求められる。

本事業の趣旨に照らし、地域からの拠点の構想・計画には次のような内容が含まれる必要がある。

- ① 明確な目的があること
- ② 運営開始後の少なくとも 10 年間程度を見通した明確な目標が設定されること
- ③ 明確な活動計画が策定されること
- ④ 地域における既存の関連活動・関連施設との連携、区分等の位置づけが明確であること
- ⑤ 拠点における活動により地域のイノベーション創出につながる明確な成果や効果が予測されること
- ⑥ 明確な運営体制（運営委員会の設置等）が整備されること
- ⑦ 明確な施設の管理体制が作られること
- ⑧ 運営資金面での明確かつ確実な計画が立てられること
- ⑨ 活動計画に沿った明確な施設・設備の整備計画が立てられること

### （3）拠点の構想・計画の採択の基本

上記（2）の内容の地域からの提案に対して、明確な目的・目標の下に、産学官連携の活動計画による研究活動、関係人材の交流・育成等により真に地域のイノベーション創出につながっていくように持続的に発展していく計画であるものを採択していくことが基本となる。

## 6. 拠点の運営

### （1）地域の運営委員会

地域の運営体制については、責任ある運営主体の確立が前提であるが、加えて、産学官連携の運営方針を明確にすることが重要である。このた

め、地域全般にわたる産学官連携による運営委員会が設置され、その検討・審議の中で拠点の運営計画が策定されることが求められる。

## (2) 地域を越えた連携

本拠点は、当該地域における産学官連携が基本ではあるが、活動をより活性化するために地域を越えた連携も求められることがある。そのような場合には、地域自身による努力のみならず、下記 7. に示す地域拠点ネットワークを核として、国や JST が積極的に支援することも重要である。

## (3) 拠点の運営のフォローアップ

本委員会は、拠点の運営開始後も適宜その運営状況を把握し、地域や JST のみならず、国に対しても必要な助言や提言を行っていくものとする。

## 7. 地域拠点ネットワークの構築

本事業が全国規模で実施されるものであることから、産学官連携活動全般の活動を一層強化するため、本事業による地域の産学官連携の拠点を中核とした地域拠点ネットワークを構築することにより、

- ① 地域を越えた連携の推進を図ること
- ② 様々な地域産学官連携データベースの構築とその活用による活性化を図ること
- ③ 最新の関連情報の交換が日本全国の間でなされること

などを推進していくことが求められる。

このネットワークは、国や JST が中心となり地域の協力を得て構築していくべきものである。

## 8. 省を越えた国の連携

本事業は JST の事業であるが、産学官連携推進を実施している文部科学省と経済産業省など国が省を越えて連携して取り組んでいくべきものである。

国は科学技術による地域活性化を推進していく際、本事業の拠点やその拠点を核とした地域拠点ネットワークの活用を視野に入れて産学官連携事業に取り組むべきである。

## 9. むすび

本事業が真に地域のイノベーション創出につながるものとなるためには、地域の主体的な取組みを基礎として、文部科学省、経済産業省等の各省や JST 等の関係法人が地域と密接な連携をとり、我が国全体としての地域の産学官連携の強固なネットワークの中で、拠点活動が持続的に発展していくことが必要である。そのための関係各者の真剣な取組みにより、我が国の発展につながる科学技術を駆動力とした地域の経済活性化を図っていかなければならない。